

基労補発第0515001号

平成15年5月15日

財団法人 労災保険情報センター
専務理事 永田 秀穂 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

診療費請求内訳書等に記載された被災労働者の個人情報の保護の徹底について

診療費請求内訳書等に記載された被災労働者の個人情報（以下「個人情報」という。）については、労災診療費点検等業務委託要綱において守秘義務を課しているところであるが、近年、情報処理技術の高度化等に伴い、個人情報の管理について、従来にも増して慎重かつ適正を期すことが必要となっていることにかんがみ、健康保険の取扱いに準じ、個人情報の保護に関して遵守すべき事項について、別添のとおり「診療費請求内訳書等に記載された被災労働者の個人情報保護に関する遵守基準」を定めたので、その徹底について遺漏なきよう取り扱われたい。

診療費請求内訳書等に記載された被災労働者の個人情報保護に関する遵守基準

1. 趣旨

労災診療費点検委託業務においては、診療費請求内訳書等に記載された被災労働者の個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱うこととなることから、こうした個人情報の保護の重要性にかんがみ、当該委託業務を行うに当たって必要な遵守基準を定めるものである。

2. 対象となる個人情報

本基準にいう個人情報とは、診療費請求内訳書その他の労災診療費点検等業務に関し取り扱う文書及び当該文書に記載された氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報について適用する。なお、紙に記載されたものであるか電子計算機・光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）のシステムにより処理されているものかは問わない。

3. 個人情報保護に関する管理体制

(1) 守秘義務規程の整備

服務規程等において、役職員について守秘義務を課すこと。また、退職した後も守秘義務があることを明記すること。なお、守秘義務に反した場合には、懲戒等の処分の対象となるとともに損害賠償の責を負うことを、服務規程等に明記すること。

また、役職員の採用に当たっては、個人情報保護の重要性について理解し遵守の徹底が図られるよう必要な研修等を行うこと。

(2) 個人情報取扱責任者の設置

理事長は、本基準の内容を十分理解し実践する能力のある役職員のうちから個人情報取扱責任者を選定し、その業務を行わせるものとする。

個人情報取扱責任者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、役職員に対する教育訓練、各種安全対策の実施等を適切に行い、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

(3) 個人情報の保管

個人情報を電子計算機等により処理する場合には、特定の役職員以外の者が個人データにアクセスできないよう、また、故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去ができないよう管理上適切な措置を講じること。

個人情報の紙による保管管理に当たっては、盗難、紛失、不正利用等が生じないよう施錠など十分な措置を講じること。

(4) 個人情報の消去

電子計算機等を用いて個人情報を管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売・譲渡等（賃貸借等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されているデータを消去し、復元不可能な状態にしなければならないこと。

なお、電子計算機等を初期化しデータの消去を行う方法では、ハードディスクのデータを完全に消去することはできず、復元される可能性があることから、ハードディスクを物理的に破壊するか、最新のハードディスクデータ消去ツール等を使用する又は電子計算機等のデータ消去を専門に取り扱う業者に委託する必要があること。

また、個人情報の記載された紙を廃棄する場合には、シュレッダーにかけるか又は溶解するなど、個人情報を読取不可能な状態にしなければならないこと。